

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

平成 2 1 年第 4 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

平成21年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成21年12月2日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴志雄
福 祉 部 理 事 南 康 明	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 渊 原 義 仁
教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 総 務 法 制 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	総 務 部 危 機 管 理 課 長 亀 崎 義 夫
企 画 部 秘 書 人 事 課 長 竹 下 雅 樹	住 民 部 住 民 生 活 課 長 波 戸 元 雅 一

住民部保険年金課長 古橋重和

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局課長 大山鐵男  
兼議会係長

---

#### 議事日程

- |      |         |  |
|------|---------|--|
| 日程1  | 議案第95号  | 平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件                      |
| 日程2  | 議案第96号  | 平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件                |
| 日程3  | 議案第97号  | 平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件                 |
| 日程4  | 議案第98号  | 平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）の件              |
| 日程5  | 議案第99号  | 平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件          |
| 日程6  | 議案第100号 | 平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件                |
| 日程7  | 議案第101号 | 平成21年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件                    |
| 日程8  | 議案第102号 | 岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件                           |
| 日程9  | 議案第103号 | 岬町事務分掌条例の一部を改正する件                            |
| 日程10 | 議案第104号 | 岬町総合計画審議会条例の一部を改正する件                         |
| 日程11 | 議案第105号 | 岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件      |
| 日程12 | 議案第106号 | 岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件 |
| 日程13 | 議案第107号 | 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件                     |
| 日程14 | 議案第108号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件                  |

(午前10時00分 開会)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○谷本 貢議長 日程1、議案第95号「平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第95号、平成21年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

現在、我が国の経済は、昨年秋のリーマンショックに端を発する世界的な金融市場の混乱と世界同時不況により、平成20年第4四半期10月から12月及び平成21年第1四半期1月から3月の最悪期を脱したと言われるものの、一方では失業率が過去最高水準となるとともに、生産活動は極めて低い水準にとどまっております。加えて、世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、依然として景気を下押しするリスクが存在することから、エコポイントやエコカー補助金など政府の経済対策の効果が薄れるころに、場合によっては景気の二番底が浮上するという懸念も起こっております。

こうした中で、地域経済におきましても相当大きな影響を受けると考えられることから、今後とも予断を許さない状況となっております。

本町におきましては、歳入面では地価の下落、人口構成等のさまざまな要因により、引き続き厳しい状況でございます。また、歳出面では、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、本年度におきましても多額の財源不足が予想されております。

したがって、今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与に係る人件費の調整、法令等の改正に基づくものや緊急性の高い経費など、真に必要な経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,140万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,238万3,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページ、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページから11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

分担金及び負担金といたしまして、老人福祉法に基づく措置による入所に伴い、老人福祉施設入所者本人負担金26万4,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、家庭ごみ収集経費の有料化廃止の方針に基づきまして、家庭ごみ収集運搬手数料590万円を減額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、6,759万3,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障害福祉サービスの増加に伴う障害者自立支援給付費負担金627万2,000円、子育て応援特別手当に係る事業の執行停止が国により示されたことに伴いまして、子育て応援特別手当事務取扱交付金及び子育て応援特別手当交付金、合わせまして1,451万6,000円を減額計上する一方、既に歳出予算に計上しております小学校耐震補強事業及び漁港整備事業の両事業に充当する地域活性化・公共投資臨時交付金を合わせまして7,372万8,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、1,281万8,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障害福祉サービスの増加に伴う障害者自立支援給付費負担金313万6,000円、大阪府で造成した基金を活用して地域の子育て支援事業に充当する子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基金でございますが、596万8,000円などとなっております。

寄附金につきましては、建築家の安藤忠雄氏らが呼びかけ人となっております桜の会・平成の通り抜け実行委員会から、昨年度に続きまして寄附を受ける内示を得られたことに伴い、桜の会・平成の通り抜け寄附金1,500万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、840万1,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、今回の補正予算の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金922万4,000円を減額計上するとともに、多奈川東会館及び多奈川中集会所改修事業の財源といたしまして、多奈川財産区特別会計繰入金82万3,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、去る10月に発生いたしました台風により、千才・陸出老人憩いの家

の屋根がわらの破損等に伴う共済保険金2万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページから6ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては12ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほど説明いたしました職員の人事異動及び人事院勧告等に伴う給料、職員手当等、共済費に係る職員給与費の調整を行っております。これらの職員給与費は歳出予算の各費目に計上している関係上、以後の説明につきましては省略させていただきますので、よろしく願います。

議会費につきましては、職員給与費47万2,000円を計上いたしております。

総務費につきましては、2,834万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、職員給与費のほか、労働基準法改正に伴う人事給与システム修正委託料173万3,000円、多奈川東会館及び多奈川中集会所改修工事82万3,000円、淡輪畑テレビ共同受信施設組合が実施する地上デジタル放送に対応するための電波遮へい対策事業費等補助金161万2,000円などとなっております。

民生費につきましては、247万7,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、職員給与費のほか、障害福祉サービスの増加に伴う扶助費1,254万9,000円、安心子ども基金を活用した新型インフルエンザ対策や学童保育指導員研修、子育て支援総合コーディネーター事業など、合わせまして683万8,000円を計上する一方、子育て応援特別手当の事業執行停止に伴いまして、1,538万6,000円を減額計上いたしております。

衛生費につきましては、918万8,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、職員給与費のほか、平成17年から事業上中断しておりました日本脳炎の定期予防接種が新ワクチンの開発により、ことし5月から開始したことに伴う医薬材料費105万1,000円を計上する一方、家庭ごみ有料化の廃止の方針に基づき、既に予算計上しております関係経費1,677万5,000円を減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、108万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、職員給与費のほか、漁業集落排水事業特別会計繰出金90万円を計上いたしております。

商工費につきましては、職員給与費4万8,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、8,133万2,000円を計上いたしております。

主な内容としたしましては、職員給与費のほか、桜の会・平成の通り抜け寄附金を活用しまして、土砂採取跡地に植樹するための土砂採取跡地整備工事500万円、男鹿谷水路改修事業7,670万円を計上する一方、下水道事業特別会計繰出金469万6,000円を減額計上するものでございます。

消防費につきましては、阪南岬消防組合負担金436万4,000円を計上いたしております。

主な内容としたしましては、組合職員に係る共済費負担率の引き上げ及び新型インフルエンザ対策に伴う感染防止衣やマスク、手袋等の購入経費に係る本町負担金を計上するものでございます。

教育費につきましては、3,753万円を減額計上いたしております。

主な内容としたしましては、職員給与費のほか、淡輪公民館の給水管の漏水に伴う修繕料131万3,000円、給食センターの各設備の修繕料94万1,000円などとなっております。

諸支出金につきましては、桜の会・平成の通り抜け寄附金を活用し、土砂採取跡地に植樹した樹木について、後年度において発生する維持管理経費に充当するための積立金としたしまして、多奈川地区多目的公園管理基金積立金1,000万円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私は事業委員会に入っていないので、質問させていただきます。

23ページの河川水路維持費の予算が大きいというのか、この補正にまつわるということでちょっと大きい額ですが、この件について事業内容を説明していただけますか。

○谷本 貢議長 上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 和田議員の質問に答えさせていただきます。

予算書の23ページの河川水路維持費。総務部長の説明で男鹿谷水路ということで場所は説明させていただきましたが、ちょっとなじみのないところがございますので、再度説明させていただきます。

場所につきましては、淡輪の畑地区に至る大渡橋がありますね。大渡橋から約300メートルぐらい上流にもう1本、橋がかかっております。ここから東側に山に登っていく道がございます。それに併設される水路でございます。奥には池が三つほどございまして、そこから流れる水が広い面積を持って流れている川が男鹿谷水路等へ流されております。

増額の内容といたしましては、工事延長といたしましては160メートルのボックス水路をつくる予定となっております。

その経緯でございますが、現況水路につきましては一部、私有地内を流れるところがありまして、土地所有者との協定に基づきまして、これを明示された場所につけかえる内容となっております。

以上です。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 同じ23ページの今度は桜の木で500万円の工事費が出ていますが、何本の植樹をされるのか、その点よろしくお願いします。

○谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 500万円の分につきましては100本でございます。100本を昨年ずっと植えましたのですが、その残りの分、入り口の進入路から左手のほうの外周部分へ100本植えようということで計画しております。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きしたいと思います。

総務文教委員会に属しておりませんので、総務のところでは1点、議案書の12ページで一般管理費、特別職退職手当で85万円の減額補正になっておりますけれど、これは前石田町長の退職金だと思うんですけど、参考に1期4年でどれだけお支払いされたのか、お教えいただきたいと思っております。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 失礼します。

今回の退職金でございますけれども、平成17年3月に改定しております。それで、前町長の

ほうが3割カットという形で報酬をカットしておりましたので、最初の予算よりも85万円減りました。それは、7月時点で40%カットという形の報酬になっておりましたので、このたび支払いをいたしましたのは510万円でございます。よろしく申し上げます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで、大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成21年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程2、議案第96号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程2、議案第96号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う人件費、退職被保険者等の医療費の増加及び後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品でございますけれども、その普及、促進経費について補正を行うものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,156万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,330万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算の内容についてご説明いたします。議案書の2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

国庫支出金、国庫補助金として151万3,000円を増額補正するものであります。これは、ジェネリック医薬品の普及・促進経費に充てるための特別調整交付金でございます。

次に、療養給付費交付金として3,858万6,000円を増額補正するものであります。こ

これは、退職被保険者等の医療費等の増加が見込まれるため、この医療費に充てる退職者医療交付金でございます。

次に、繰入金、他会計繰入金として146万3,000円を増額補正するものであります。これは、国民健康保険会計で支弁する人件費が人事異動等により補正を必要とするため、この人件費に充てる一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書の3ページを、詳細につきましては6ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費におきまして146万3,000円を増額補正するものであります。これは、国保会計で支弁する人件費に係る補正でございます。

次に、保険給付費、療養諸費におきまして3,293万円を、また高額療養費におきまして565万6,000円を、合わせて3,858万6,000円を増額補正するものであります。これは、いずれも退職被保険者等の医療費の増加が見込まれることに伴う補正でございます。

次に、保健事業費として151万3,000円を増額補正するものであります。これは、ジェネリック医薬品の普及、促進を図るため、服用されている薬をジェネリック医薬品に変更した場合における自己負担額の差額をお知らせするための経費に係る補正でございます。

以上が平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会への付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 審議中ではございますが、1点、私から皆さん方にお願いがございます。

下のテレビを聞いている方が、非常に声が小さくて聞き取りにくいと言われておりますので、質問者も答弁者もマイクにもう少し近づいてくださいますようお願いをいたします。

以上でございます。

---

○谷本 貢議長 それでは、日程3、議案第97号「平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程3、議案第97号、平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び平成21年度人事院勧告等による職員給与費等の調整並びに下水道事業受益者負担金一括報奨金の増額を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ469万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,414万5,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして、2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、職員の人事異動及び平成21年度人事院勧告等による職員給与費等の調整並びに下水道事業受益者負担金一括報奨金の増額調整により、469万6,000円の減額を行い、7億7,414万5,000円とするものです。

次に、歳出といたしまして、同じく2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては5ページ、6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、職員の人事異動及

び平成21年度人事院勧告等による職員給与費等の調整並びに下水道事業受益者負担金一括報奨金の増額により、249万4,000円の減額を行い、1億567万2,000円とするものでございます。

事業費、下水道事業費につきましては、職員の人事異動及び平成21年度人事院勧告等による職員給与費等の調整により、220万2,000円の減額を行い、1億4,732万3,000円とするものです。

公債費につきましては、総務費の補正に伴う財源更正を行うものです。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程4、議案第98号「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程4、議案第98号、平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、各ご家庭での水洗化に係る排水設備改造補助金の増額によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,376万4,000円とするものです。

まず、歳入といたしまして、2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては3ページと4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、排水設備改造補助金の増額に伴うもので、90万円を増額補正し、1,064万4,000円とするものです。

次に、歳出といたしまして、2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては3ページと4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、漁業集落排水総務費につきましては、各ご家庭での水洗化に係る排水設備改造補助金の申請件数の増加が見込まれることから、90万円を増額し、942万1,000円とするものです。

なお、本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1

次) の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程5、議案第99号「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程5、議案第99号、平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,991万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

今回の補正内容は2点あります。1点目は人事院勧告に伴う給与改定等に伴う補正であり、2点目が来年3月に満期を迎えます預金利子について歳入をし、それを再度、基金に積み立てるというものでございます。

歳入につきましては2ページ、歳出につきましては3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページから8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入の補正予算としましては、保険料、介護保険料として5,000円の増額補正でございます。特別徴収保険料4,000円と普通徴収保険料1,000円の増収が見込まれるための増額補正でございます。充当先は人件費であります。

次に、国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金として5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、包括的支援事業及び任意事業に係る交付金の増額で、充当先は人件費でございます。

次に、府支出金、府補助金、地域支援事業交付金として2,000円の増額補正でございませ

て、これも人件費に充当する交付金の増額でございます。

次に、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金として28万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、介護給付費準備基金等、二つの基金積立金から発生する予定の満期預金利子を歳入するものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金で4万9,000円の増額補正であります。

内訳としまして、2種類の繰入金があり、まず地域支援事業繰入金としては2,000円の増額補正でございます。また、その他一般会計繰入金として5万1,000円の減額補正でございます。いずれも給与等にかかわる繰入金の増額、減額であります。

次に、歳出におきまして、まず総務費、一般管理費として5万1,000円の減額補正でございます。内訳としましては、給与等の減額にかかわるものでございます。

次に、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費として1万4,000円の増額補正でございます。内訳としましては、給与等の増額でございます。内容につきましては、いずれも人事院勧告等に伴う給与等の補正予算でございます。

次に、基金積立金としまして28万3,000円の増額補正で、内訳としましては、介護給付費準備基金積立金として27万6,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として7,000円を積み立てるものでございます。

これは、介護給付費準備基金を定期預金にしていたけれども、来年の3月に満期を迎えるため、その預金利子を基金として再度、積み立てをする必要があるために計上するものであり、また、平成20年度末に新たな交付金として積み立てられました介護従事者処遇改善特例基金積立金も定期預金にしていたけれども、来年の3月に満期を迎えるために、その預金利子を基金として再積み立てをする必要があるために計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程6、議案第100号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程6、議案第100号、平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、概要を説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,091万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金82万3,000円を計上いたしまして、歳出におきましては、多奈川東会館及び多奈川中集会所の改修事業に係る経費を用途といたしまして、一般会計に繰出金として82万3,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたい

と思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程7、議案第101号「平成21年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程7、議案第101号、平成21年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。

今般の補正につきましては、職員の人事異動及び平成21年度人事院勧告等による職員給与等の調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては3ページから5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出ですが、水道事業費の費用のうち営業費用について784万円を減額するもので、職員給与費等の減に合わせたものでございます。

次に、第3条の資本的支出ですが、資本的支出のうち建設改良費について5万8,000円を増額するもので、職員給与費等の増に合わせたものでございます。

2ページを参照願います。

第4条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費といたしまして、人件費の総額を定めております。今回の収益的支出及び資本的支出における人件費778万2,000円を減額することに伴い、その額を6,550万4,000円とするものでございます。

次に、5条では、議会の議決を経なければ重要な資産の取得及び処分することのできない経費といたしまして、配水管整備事業費を定めており、今回の資本的支出における人件費5万8,000円を増額することに伴い、その額を8,431万7,000円とするものでございます。

以上、本補正予算の概要についてご説明させていただきました。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程8、議案第102号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程8、議案第102号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件につきまして

ご説明いたします。

提案理由及び指定管理者の選定に関する経過につきましてご説明させていただきます。

現在、淡輪火葬場の管理運営に指定管理者制度を導入しておりますが、その指定管理期間が平成22年3月末をもって終了するため、同年4月以降の火葬場指定管理者になることを希望する者を募集いたしました。

募集方法につきましては一般公募方式で、本年9月から1カ月間の募集期間を置きまして、その期間中に3社から応募がございました。その後、淡輪火葬場指定管理者選定委員会におきまして、応募者から提出されました申請書類等について、事前に公表されました選定基準により審査を行いました。この選定基準を踏まえ、今回、この議案書に記載されている者を指定管理者に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の内容についてご説明いたします。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称につきましては、岬町淡輪火葬場。所在地は、岬町淡輪5653番地の1。指定を予定する管理者は、岬町淡輪561番地の1、株式会社阪原生花葬祭店、代表取締役、坂原爲吉でございます。指定期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3カ年でございます。

以上、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定につきまして、その概要を説明させていただきました。

なお、本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と存じておりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件については、会議規則

第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程9、議案第103号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程9、議案第103号、岬町事務分掌条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由は、住民ニーズに的確に対応するとともに、本町の行財政改革のさらなる推進と重要課題等に的確かつ柔軟に対応する組織とするため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の趣旨は、新町長が10月9日に誕生し、みずからの政策、公約をスピード感を持って対応するため、また事務の停滞を招くことなく円滑に実施していくため、今回の組織の見直しの骨格をお示しするものでございます。

新旧対照表をごらんくださいませ。

主な改正ポイントは、第1条の部の設置でございます。現在ある町長部局の6部を4部にスリム化するものでございます。

その内容としましては、住民部と福祉部を統合いたしまして住民福祉部としまして、事業部と上下水道部を統合しまして都市整備部とするものでございます。

また、第1条第2項にあります活力創造課の事務分掌のうち、第3条にあります、これは(1)でございますけれども、町政の総合計画に関すること及び4番目の町の重要施策に関することを企画部のほうへ、2番の第二阪和国道の推進に関することを都市整備部に移管すると同時に、新直轄課、特命対策課を設けまして、3であります企業誘致に関することを特命対策課で行いたいという分でございます。

左側の新3条をごらんくださいませ。

特命対策課の分掌上事務を先ほどの3、企業誘致に関することのほか、1番目に行財政改革の総合調整に関すること、2番目に収納対策に関することを分掌事務としております。

また、第2条の総務部に、8番目に町税に関する事というのを移管しまして、現在、住民部にごございます税務課を総務部に置きまして、所掌事務のバランスにも考慮した組織としております。

そのほか、広域行政に関する事、後期高齢者医療に関する事を追記し、あわせて分掌事務の表記を修正しております。

最後のページをごらんください。

水道事業の分掌事務を定めております岬町水道事業の設置に関する条例の第3条第2項中、上下水道部を都市整備部にあわせて改めるものでございます。

なお、この条例は平成22年4月1日から施行することとしております。

この条例案は、総務文教委員会に付託と伺っております。よろしくご審議、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程10、議案第104号「岬町総合計画審議会条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。直轄理事、松永英三君。

○松永事業部長 日程10、議案第104号、岬町総合計画審議会条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、新総合計画策定を行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容をご説明させていただきます。議案書の裏面を、また別冊の新旧対照表もあわせてご参照ください。

第2条の職務につきましては、審議会の役割を明確にするため、「審議会は、町長の諮問に応じ、岬町総合計画に関する事項を調査及び審議し、その意見を答申するものとする。」と改めるものでございます。

次に、第3条第3項の委員の任期につきましては、審議の継続性に配慮し、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでに改め、第4項の補欠委員の任期の規定を削るものでございます。

次に、第4条第2項の会長の職務につきましては、会長の役割を明確にするため、「会長は、会務を総理し、審議会を代表する。」と改めるものでございます。

次に、第5条第4項として、審議の専門性を高めるため、「会長は、審議に関して必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、説明または意見を聞くことができる。」とする規定を設けるものでございます。

次に、第6条につきましては、顧問を廃止するとともに、特別委員の任期を審議の継続性に配慮し、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでに改めるものでございます。

次に、第8条第3項の語句を改め、第4条では幹事の任期につきましては、審議の継続性に配慮し、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでに改めるものでございます。

次に、第9条の庶務担当につきましては、総合計画担当課に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表中に規定されている総合計画審議会の顧問の報酬規定を会長の報酬規定に改め、日額7,000円とするものでございます。

以上が本条例の改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町総合計画審議会条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程11、議案第105号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程11、議案第105号、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)の施行による地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の概要は、地方公務員である船員のうち、再任用、短時間勤務職員については、これまで船員保険法が適用されていましたが、船員保険制度の改正を受け、常勤の地方公務員である船員と同様に地方公務員災害補償法の規定に基づく補償を行うことになったことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

改正内容は、裏面の条例の一部を改正する条例案とあわせて新旧対照表をご参照願います。

岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和16年岬町条例第2

3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条中「第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「第45条及び第46条」に改めるものとございます。

附則としまして、施行期日は、この条例は平成22年1月1日から施行する。

経過措置としまして、2、この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

以上が条例改正案の内容でございます。

本件につきまして、総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程12、議案第106号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程12、議案第106号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしましては、本町を取り巻く厳しい社会経済情勢にかんがみ、今後の住民負担について適切な緩和措置を講ずる必要性を踏まえ、平成22年4月から実施を予定する家庭系可燃ごみの有料化を見直すため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明させていただきます。議案書の裏面を、また別冊の新旧対照表もあわせてご参照願います。

本年6月の議会において議決いただきました岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例（平成21年岬町条例第21号）でございますけれども、その条例の別表第1において規定する一般家庭から排出されるもの（町長が定める資源物を除く。）を定時に収集及び運搬するとき使用する20リットル用指定袋を1個につき20円、30リットル用の指定袋を1個につき30円、45リットル用の指定袋を1個につき50円とする有料指定袋に関する規定を無料に改正するものであります。

次に、附則第1項及び第2項の改正であります。改正前の附則第1項は、条例の施行日を平成22年4月1日と規定し、有料化に伴う指定袋を3月1日から販売するためのただし書きを加えておりました。また附則第2項は、指定袋を1カ月前から販売しますが、有料化の制度による収集及び運搬につきましては4月1日から適用する旨を規定しておりましたが、今回の無料化の改正により、第1項のただし書き及び第2項が必要でなくなるため、削除するものでございます。

最後に、今回の一部改正条例は公布の日から施行することといたしております。

以上が本条例の改正内容の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程13、議案第107号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程13、議案第107号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由でございますが、消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成21年政令第206号)の施行による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第315号)の改正に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面をごらんください。なお、新旧対照表を添付させていただいておりますので、新旧対照表も参考にご参照願います。

岬町消防団員等の公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決しました。

---

○谷本 貢議長 日程14、議案第108号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程14、議案第108号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明申し上げます。

現在、岬町固定資産評価審査委員会委員の川島 至氏は、平成21年12月12日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同氏の住所は岬町淡輪1245番地で、経歴につきましては議案書裏面をご参照願います。

なお、同氏は、地方税法による選任に必要な要件を満たしていることを申し添えます。

以上のことから、同氏の選任につきまして同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、議案第108号「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 満場一致であります。

よって、議案第108号は、これに同意することに決定しました。

---

○谷本 貢議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願いします。

なお、次の会議は、12月18日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時12分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年12月2日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 出 口 實

議 員 奥 野 学